

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【公開番号】特開2007-304630(P2007-304630A)
 【公開日】平成19年11月22日(2007.11.22)
 【年通号数】公開・登録公報2007-045
 【出願番号】特願2007-219790(P2007-219790)
 【国際特許分類】

G 0 2 F 1/1341 (2006.01)

【F I】

G 0 2 F 1/1341

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月22日(2008.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一对の基板の対向面に不透明な遮光膜および不透明な配線が形成され、当該対向面に液晶の注入口を形成するようにシール材が塗布され、前記一对の基板が互いに貼り合わされた液晶パネルを備えた液晶表示装置であって、
 前記注入口を封止する封止材が紫外線または可視光で硬化する樹脂であり、
 当該樹脂の少なくとも一部が前記一对の基板間に引き込まれており、
 前記配線が前記シール材に重なって前記シール材に沿って伸延し、
 前記注入口が形成される部分において前記配線または遮光膜に開口部を形成したことを特徴とする液晶表示装置。

【請求項2】

一对の基板の対向面に不透明な遮光膜および不透明な配線が形成され、当該対向面に液晶の注入口を形成するようにシール材が塗布され、前記一对の基板が互いに貼り合わされた液晶パネルを備えた液晶表示装置であって、
前記注入口を封止する封止材が紫外線または可視光で硬化する樹脂であり、
当該樹脂の少なくとも一部が前記一对の基板間に引き込まれており、
前記注入口が形成される部分において、前記配線が形成された部分と対向する部分に、前記遮光膜の端部から表示領域にまで到達しない領域に形成され、かつ前記紫外線または可視光が透過できるような切欠を有することを特徴とする液晶表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の液晶表示装置は、一对の基板の対向面に不透明な遮光膜および不透明な配線が形成され、当該対向面に液晶の注入口を形成するようにシール材が塗布され、前記一对の基板が互いに貼り合わされた液晶パネルを備えた液晶表示装置であって、
 前記注入口を封止する封止材が紫外線または可視光で硬化する樹脂であり、
 当該樹脂の少なくとも一部が前記一对の基板間に引き込まれており、

前記配線が前記シール材に重なって前記シール材に沿って伸延し、
前記注入口が形成される部分において前記配線または遮光膜に開口部を形成したことを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項1と請求項2記載の発明によれば、基板間に侵入した封止材を硬化させることができる。